

会 則 ・ 細 則

打 越 町 内 会

打越町内会会則

(目的)

第1条 本会は、会員相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同生活を行うことを目的とする。

(名称)

第2条 本会は、打越町内会と称する。

(区域)

第3条 本会の区域は、鎌倉市笛田4丁目の23番～28番、笛田5丁目の1番～9番、11番、33番～41番、44番～53番、笛田6丁目及び極楽寺4丁目の9番～10番の一部までの区域とする。

(事務所の所在地)

第4条 本会の事務所は、鎌倉市笛田5丁目36番14号に置く。

(会員の資格)

第5条 第3条に定める区域に住所を有する個人は、本会の会員となることができる。また区域内の法人、組合等の団体は、賛助会員となることができる。

(入会)

第6条 本会に入会しようとする者は、入会申込書を会長宛に提出しなければならない。

2 本会は、正当な理由がない限り、前条に定めた会員の資格を有する個人の入会を拒んではならない。

(会費)

第7条 会費の金額は、打越町内会細則に定める。

2 会員は、会費を本会に納入しなければならない。

3 すでに納入した会費その他の拠出金は、返還しない。

(退会)

第8条 本会を退会しようとする者は、退会届を会長宛に提出するものとする。

2 会員が死亡したとき又は第3条に定める区域に住所を有しなくなったときは、退会したものとする。

(役員)

第9条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 部長 若干名
- (4) 会計 1名
- (5) 監事 2名

2 役員は、総会において会員の中から選任する。

3 役員は、相互にかねることはできない。但し、欠員が生じ会の運営に支障をきたす場合は兼任できる。

4 監事は、いかなる理由によっても、ほかの役員を兼任できない。

(顧問)

第9条の2 町内会に顧問をおくことができる。

2 顧問は役員会の同意を得て、会長が委嘱する。

3 顧問は役員会及び組長会議に出席することができる。

4 顧問の任期は1年とする。但し、再任を妨げない。

(役員職務)

第10条 会長は、本会を代表し、会務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。

3 部長は、会長、副会長を補佐し、各担当の部を総括する。

4 会計は、会の出納事務を処理し、会計に必要な書類を管理する。

5 役員は、役員会を構成し、本会の会務の執行を決定する。

6 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。

(1) 会の財産の状況を監査すること。

(2) 会長、副会長、及び他の役員の業務執行の状況を監査すること。

(3) 会計及び資産の状況又は業務執行について、不正な事項があると認めるときは、総会に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要があるときは、総会を招集すること

(役員任期)

第11条 役員の任期は2年とする。但し、再任を妨げない。

2 補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任又は任期が満了した場合においても、後任者が就任するまではその職を行わなければならない。

但し、当該役員にやむを得ない事情があると会長が認めたときは、この限りではない。

(役員解任)

第12条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会において会員の4分の3以上の同意により、これを解任することができる。

(1) 心身の故障のため、職務の執行ができないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったと認められるとき。

(総会)

第13条 総会は会員をもって構成する。

2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会権能)

第14条 総会は、この会則に定めるもののほか、本会の運営に関する重要な事項を議決する。

(総会開催)

第15条 通常総会は、毎年度決算終了後3ヶ月以内に開催する。

2 臨時総会は、次の場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき。

(2) 会員の5分の1以上の請求があったとき、又は役員会において開催の請求があったとき。

(3) 監事が第10条第6項第4号の規定により招集するとき。

(総会の招集)

第16条 総会は、前条第2項第3号に規定する場合を除き、会長が招集する。

2 総会を招集する場合は、会員に対し、会議の目的及びその内容、日時、場所を示して開催の日の7日以上前までに文書をもって通知しなければならない。

(総会の議長)

第17条 総会の議長は、その総会において、出席した会員のうちから選出する。

(総会の定足数)

第18条 総会は、会員の過半数が出席しなければ開会することができない。

(総会の議決)

第19条 総会の議事は、この会則に定めるもののほか、出席した会員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会における書面表決等)

第20条 やむを得ない理由のため、総会に出席することができない会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又はほかの会員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前2条の規定の適用については、出席した会員とみなす。

(総会の議事録)

第21条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 総会の日時及び場所

(2) 会員の現在数

(3) 出席した会員の数（書面表決者及び表決委任者にあつてはその旨を付記すること。）

(4) 議決事項

(5) 議事の経過の概要及びその結果

(6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名押印しなければならない。

3 議事録は、本会が存続する限り、保管して置かななければならない。

(役員会)

第22条 役員会は、監事を除く役員をもって構成する。

(役員会の機能)

第23条 役員会はこの会則に定めるもののほか、次の事項について議決する。

(1) 総会の議決した事項の執行に関すること。

(2) 総会に付議すべき事項

(3) その他総会の議決を要しない本会の会務の執行に関する事項

(役員会の開催)

第 24 条 役員会は、会長が必要と認めたとき、又は役員の 2 分の 1 以上から会議の目的たる事項を示して、請求があったときに開催する。

(役員会の招集)

第 25 条 役員会は、会長が招集する。

2 役員会を招集する場合は、役員に対し、会議の目的及びその内容並びに日時、場所を示して、開催の日の 7 日前までに文書（電子メールを含む）をもって通知しなければならない。

(役員会の議長)

第 26 条 役員会の議長は、会長がこれに当たる。

(役員会の定足数)

第 27 条 役員会は、役員の 3 分の 2 以上の出席がなければ開会することができない。

(役員会の議決)

第 28 条 役員会の議事は、出席した役員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(役員会における書面表決)

第 29 条 やむを得ない理由のため、役員会に出席することができない役員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決することができる。この場合において、前 2 条の規定については、出席した役員とみなす。

(役員会の議事録)

第 30 条 第 21 条の規定は、役員会の議事録について準用する。この場合において、同条中「総会」とあるのは「役員会」と、「会員」とあるのは「役員」と、「書面表決者及び表決委任者」とあるのは「書面表決者」と読み替えるものとする。

(資産の構成)

第 31 条 本会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 会費
- (3) 活動に伴う収入
- (4) 資産から生ずる果実
- (5) その他の取得財産

(資産の管理)

第 32 条 本会の資産は、会長が管理し、その方法は、会長が役員会の議決を経て定める。

2 本会の資産で第 31 条第 1 号及び第 5 号の資産を処分し、又は担保に供する場合には、総会において 4 分の 3 以上の議決を要する。

3 本会の経費は、資産をもって支弁する。

(事業年度)

第 33 条 本会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 34 条 監事以外の各役員は所管する本会業務に関し、翌年度の事業計画案及び収支予算案を作成し、その年度開始前までに役員会の議決を得なければならない。

2 前項により役員会の議決を得た事業計画案及び収支予算案は、その年度の通常総会に付議し承認を得なければならない。

3 新年度開始後において、予算が総会で議決される日までの間は、会長が承認した案件に限り、前年度の予算を基準として収入支出をすることができる。

(事業報告及び収支決算)

第 35 条 本会の事業報告及び収支決算は、毎事業年度ごとに会長が事業概要報告書、収支決算書、財産目録等として作成し、監事の監査を経て、その年度終了後 3 ヶ月以内に総会の承認を得なければならない。

(長期借入金)

第 36 条 本会が資金の借入れをしようとするときは、総会において、会員の 3 分の 2 以上の同意を得なければならない。

(会則の変更)

第 37 条 この会則は、総会において、会員の 4 分の 3 以上の議決を得、かつ、鎌倉市長の認可を得なければ変更することができない。

(解散及び残余財産の処分)

第 38 条 本会は次の事由により解散する。

- (1) 破産
- (2) 鎌倉市長による本会の認可取消
- (3) 総会の決議
- (4) 本会を構成する会員の欠乏

2 総会の議決に基づいて解散する場合は会員の 4 分の 3 以上の同意を得なければならない。

3 解散のときに存する残余財産は、総会において、会員の 4 分の 3 以上の議決を得、本会と類似の目的を有する団体に寄付する。

(委任)

第 39 条 この会則の施行について必要な事項は、会長が総会の議決を経て別に定める。

付則 この会則は昭和 52 年 4 月 1 日から施行する。

付則 この会則は平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

付則 この会則は平成 26 年 4 月 27 日から施行する。

付則 この会則は平成 28 年 4 月 24 日から施行する。

付則 この会則は令和 4 年 7 月 1 日から施行する。

付則 この会則は令和 6 年 5 月 1 日から施行する。